

在宅レスパイト・就労等支援事業の上限時間見直し

1 目的

- 医療的ケア児等の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣時間を拡充し、医療的ケア児等の健康の保持とその家族の福祉の向上を推進する

2 事業概要

- 自宅等まで看護師が出向き、一定時間、家族等にかわってケアを行う事業



事項	内容
対象者	次の状態にある者を介護する家族等 ① 医療的ケアがある重症心身障害児（者） ② 日常生活を営むために医療を要する状態にある在宅の障害児（医療的ケア児）
年間利用上限時間	【令和7年10月から】年間 288時間 を上限（令和6年度：144時間）